

## がん患者さんへのウィッグ購入費用助成制度のご案内

日光市では、がん患者の皆さまの精神的苦痛や経済的負担を少しでも軽くするため、ウィッグの購入費用の一部を助成します。

□対象者 次のすべてに該当する方です。

- ・がん又はがんの疑いと診断され、がんの治療を受けている又は受けていた
  - ・抗がん剤などの治療による脱毛のため、ウィッグを購入した
- ただし、既にこの助成制度を利用された方は対象外です。

□助成金額 購入費用の9割(上限額3万円)

□助成対象 ウィッグとウィッグ装着の際に使用する付属品(ウィッグの内側にかぶるキャップなど)  
※ケア用品(クリーナー、リンス、ブラシ等)は対象外です。

□申請方法 下記の書類を購入日から1年以内に提出してください。

申請書 (日光市がん患者ウィッグ 購入費補助金交付申請書 兼請求書)	来所の際は、次のものをお持ちください。 ・申請者様名義の通帳 (振込先確認のため) 申請書は日光市ホームページからもダウンロードできます。
がん治療の内容がわかるもの (診療明細書 治療の説明・同意書 お薬手帳 など)	化学療法(抗がん剤)の名称 放射線療法の照射位置 治療の時期 などを確認させていただきます
ウィッグを購入した領収書又は、購入したことがわかる書類	購入日と金額、何を購入したかが分かるものをお持ちください。
※ 脱毛症状と治療の因果関係が提出いただいた書類で確認できない場合や、がん治療が終了してから1年以上経過した方がウィッグを購入した場合は、別途医師の診断書等の提出をお願いする場合があります。	

お問い合わせ・申請先

〒321-1262

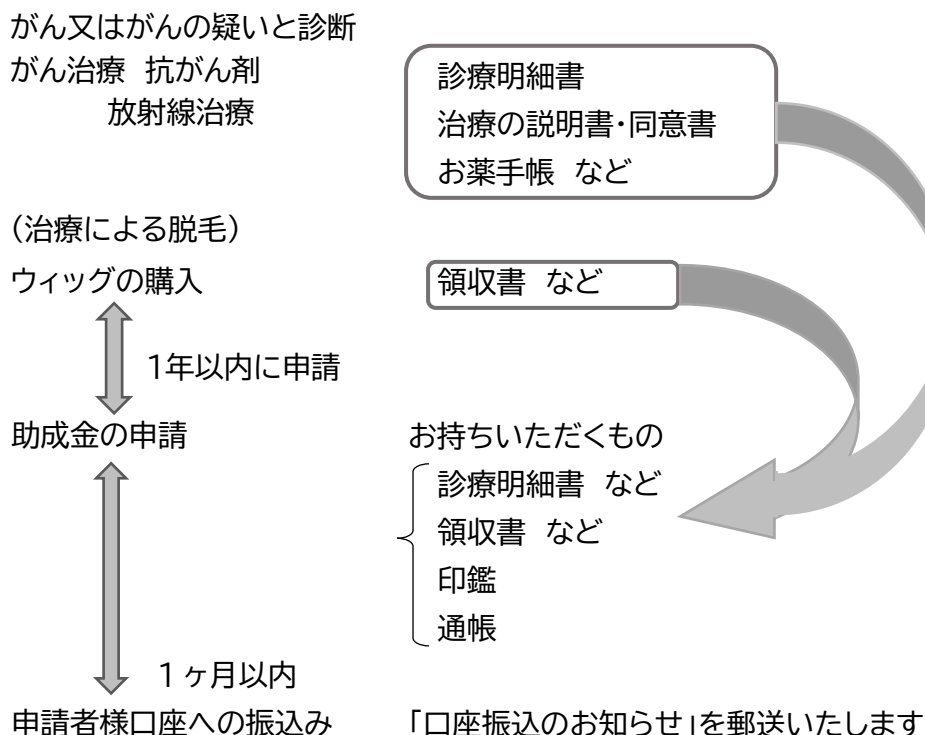
日光市平ヶ崎109番地 日光市今市保健福祉センター内

日光市健康福祉部健康課 健康推進係

電話番号:0288-21-2756

ファックス番号:0288-21-2968

## □申請までの流れ



## □Q&A

質 問	回 答
助成してもらえる回数は何回ですか	<u>一人につき1回に限ります。</u> 過去に助成を受けた方は、再度申請することはできません。
助成対象となるウィッグの数は1つですか	<u>購入される個数は問いません</u> ので複数購入されたものをまとめて1回で申請することは可能です。ただし上限3万円までの補助となります。
異なるがんになった場合や再発の場合には、再度申請が可能ですか	再発・転移など異なるがんにかかった場合でも 再度の申請はできません。
助成対象となるウィッグに規定はありますか	ウィッグの素材や構造に規定はありませんが、ケア用品(クリーナー、リンス、ブラシ等)は対象外です。対象になるか不明な場合は、お問い合わせください。
助成対象となるために購入日に制限はありますか	<u>購入日より1年以内</u> のものが助成対象となります。領収書などにより確認させていただきます。
治療を受けたのは2年前ですが、助成対象となりますか	申請日前1年以内に購入されたものであり、購入された時に、脱毛の症状があったのであれば対象となります。